

令和元年第3回長与町議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 令和元年 9月 3日

本日の会議 令和元年 9月20日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	6番 安部都議員
7番 内村博法議員	8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員
10番 岩永政則議員	11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員
13番 吉岡清彦議員	14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員
16番 山口憲一郎議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 谷本圭介君	議会事務局 理事 富永正彦君
参 事 森本陽子君	主 任 山田傑君

説明のため出席した者

町 長 吉田慎一君	副 町 長 鈴木典秀君
総 務 部 長 山本昭彦君	企 画 財 政 部 長 久保平敏弘君
建 設 産 業 部 長 日名子達也君	住 民 福 祉 部 長 中嶋敏純君
健 康 保 険 部 長 辻田正行君	水 道 局 長 濱 伸二君
会 計 管 理 者 山口利弘君	企 画 財 政 部 理 事 田中一之君
住 民 福 祉 部 理 事 栗山浩二君	総 務 課 長 荒木秀一君
秘 書 広 報 課 長 中村元則君	契 約 管 財 課 長 和田 弘君
地 域 安 全 課 長 宮崎伸之君	政 策 企 画 課 長 荒木 隆君
税 務 課 長 山崎 昇君	収 納 推 進 課 長 藤崎隆行君
土 木 管 理 課 長 中尾盛雄君	都 市 計 画 課 長 山崎禎三君
産 業 振 興 課 長 川内佳代子君	福 祉 課 長 細田愛二君
こ ども 政 策 課 長 村田ゆかり君	健 康 保 険 課 長 志田純子君
介 護 保 険 課 長 堀池英二君	水 道 課 長 渡部守史君
下 水 道 課 長 山口新吾君	教 育 長 勝本真二君
教 育 次 長 森川寛子君	教 育 委 員 会 理 事 金崎良一君
教 育 総 務 課 長 宮司裕子君	生 涯 学 習 課 長 青田浩二君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 村田佳美君	

5番 中村美穂 議員

6番 安部 都 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

閉会 11時28分

## ○議長（山口憲一郎議員）

皆さんおはようございます。委員会審査大変お疲れさまでした。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1、議案第57号長与町印鑑条例の一部を改正する条例から日程第5、議案第61号長与町特定教育・保育施設の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例までの5件を一括議題とします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

## ○5番（中村美穂議員）

皆さんおはようございます。令和元年第3回定例会本会議におきまして、産業厚生常任委員会に付託されました議案第57号から議案第61号までの委員会審査の報告をいたします。審査日は令和元年9月9日から9月10日の2日間、委員全員出席の下、説明員として関係所管課管理職その他関係職員を招き審査いたしました。

議案第57号長与町印鑑条例の一部を改正する条例。提案理由の概要といたしましては、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行により、住民票、個人番号カード等への旧氏の記載が可能となることに伴う、印鑑登録事務処理要領の一部改正に基づき所要の改正を行うものです。附則では令和元年11月5日から施行する。以上の説明がありました。主な質疑といたしましては、住民票にも旧氏の記載はできるようになるのか。という問いに対して、住民票基本台帳施行令の改正により同じく記載できるようになる。この条例の改正の経緯と町民のメリットは何か。という問いに対して、答えは女性活躍推進の観点からで、契約等で旧氏の印鑑証明書が使用できるようになるため、印鑑登録を変更することやほかの書類の添付等が不要になる。

主な質疑は以上のとおりで、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第58号長与町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例についてですが、提案理由の概要といたしましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、財政運営の主体が都道府県になったことから、基金の積み立て及び処分に関する取り扱いについて所要の改正を行うものです。附則では公布の日から施行するという事です。以上のような説明がありました。主な質疑といたしましては、財政運営の主体が県に移ることでの改正だと思いがどのようなものか。という問いに対して、答えは平成29年度までは市町村が単独で運営していたが、制度改革により平成30年度からは県が財政運営を中心で行うことにより、年間の必要な額の見込みの算出、支払い等を行うもの。

主な質疑は以上のとおりで、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第59号長与町介護給付費等準備基金条例の一部を改正する条例についてですが、提案理由の概要は、市町村の自立支援、重度化防止等の取組を支援するために、保険者機能強化推進交付金が創設されることを受け、基金の積み立て及び処分

することができる規定について所要の改正を行うものです。附則では公布の日から施行する。以上の説明がありました。

主な質疑といたしましては、この基金の使途は保健福祉事業の実施の充実等に充てられると思うが、どういう充実が図れるのか。という問いに対して、答えは市町村の取組について国が基準を設けて、インセンティブという形で補助金を交付する。例えば介護予防の推進、地域ケア会議の活性化等がその手法である。この条例改正によって事業に対する予算は増えるものか、減るものか。という問いに対して、答えは介護保険事業計画で3年間の計画を立てているため、地域支援事業についても限度額がある。予算的には上限を超えて増額にはならないため、事業費内で基金を活用して行う。

主な質疑は以上のとおりで、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第60号長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてですが、提案理由の概要は、長与町福祉医療費の支給に関する条例第2条第3項に規定する子どもの福祉医療費の支給方法に関して、償還払い方式から現物給付方式へ移行するものです。附則では令和2年4月1日から施行する。経過措置としては、この条例の施行日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例によるという説明がありました。主な質疑といたしましては、現物給付に変わるということだが具体的な手続きはどのようなものか。という問いに対して、答えとして、1つの医療機関当たり1回800円、2回目も800円で、1つの医療機関で1,600円が上限になる。調剤薬局については無料になる。施行が来年の4月ということだが、もう少し早くすることはできなかったのか。という問いに対して、答えは、関係機関との協議でシステム改修が必要となり、システム改修の期間に数か月要してしまうため来年の4月からとなった。子どもの定義はどうなっているのか。という問いに対して、答えは、子どもとは15歳の達する日以後の最初の3月31日にあるもので乳幼児を除いたもの、小中学生が子どもになる。来年4月以降、それ以前の償還払いの申請はいつまでできるのか。という問いに対して、来年3月診療分までの償還払いについては、時効期間を5年間定めているので、5年間以内は申請ができる。

主な質疑は以上のとおりで、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第61号長与町特定教育・保育施設の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例についてですが、提案理由の概要として、子ども子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、従来の子どものための教育保育給付の認定と改正後に新設される子育てのための施設等利用給付の認定と区別するため、所要の改正を行うもの。附則では令和元年10月1日から施行する。という説明がありました。

主な質疑といたしましては、従来の子どものための教育、保育の認定と区別する必要があるのはなぜか。という問いに対して、答えは、子どものための教育、保育給付は保育園、認定こども園、新制度に移行した幼稚園に入所するときの認定申請をするもので、新しく子育てのための施設利用給付というのは、幼稚園の延長保育の預かり保育や認可

外保育や別の施設利用の部分である。新設される子育てのための施設利用給付の新たな対象になる施設はどこか。という問いに対して、フレンド幼稚園、町内外問わず、幼稚園と認定こども園の預かり保育、一時預かり保育、認可外保育施設、ファミリーサポートセンター、病児保育施設などがある。無償化になると申し込みが増えるのではないか。という問いに対して、3歳以上の子どもの入所状況を見ると、ほぼ100%に近い子どもが保育園か幼稚園に入所しているので想定していない。

主な質疑は以上のとおり、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

#### ○議長（山口憲一郎議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第57号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第58号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第59号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第60号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第61号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第57号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第1、議案第57号長与町印鑑条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第58号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第2、議案第58号長与町国民健康保健財政調整基金条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第59号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第59号長与町介護給付費等準備基金条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第60号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第60号長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第61号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第61号長与町特定教育保育施設の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第63号令和元年度長与町一般会計補正予算（第2号）。日程第7、議案第64号令和元年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

#### ○12番（河野龍二議員）

それでは、本会議におきまして総務文教常任委員会に付託をされた議案等の審査結果について報告いたします。審査期間は令和元年9月9日から17日にかけて、委員全員出席の下、説明員として関係所管管理職並びに職員を招き、審査を行いました。

議案第63号令和元年度長与町一般会計補正予算（第2号）については、提案理由として歳入歳出それぞれ1億3,010万2,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ129億4,687万4,000円とすること。地方債補正の変更、起債の追加、説明書では幼保無償化関連費、公民館並びに小学校、中学校の補修及び修繕費の説明を受けました。主な質疑として、総務部では、質疑、長与ニュータウンの防災センターは町所有でないのになぜ修繕費を支出するのか。に対し、答弁では、複合施設の要素があり、これまでも修繕費を支出している。企画財政部では、質疑、臨時財政対策債は毎年約5億円の起債をしているが大丈夫か。に対し、答弁では、本来交付税で入ってくるお金だが、国の財源の配慮から臨時財政対策債として交付税不足分を起債している。今年度に交付税として償還分が充当される。建設部では、質疑、人農地プランは平成25年から行っているが効果は。に対し、答弁では、現在のところ目に見えての効果はないが、具体的な効果が出るようプランを立てることが必要である。住民福祉部では、質疑、幼保無償化への移行で懸念されることは。に対し、答弁では、認可外保育施設が県への届け出が必要なので、県へ届け出を行ってかどうかは課題。また質疑、届け出が遅れた場合、遡って無償化になるのか。に対し、答弁では、まずは9月までに届けるようになっている。今後は動向を見守りたい。教育委員会では、質疑、小学校の補修工事は起債を追加しているが国庫補助などはないのか。に対し、答弁では補助事業はあるが、交付税に充当される費用などを考えると起債での対応が最善と判断した。

以上のような質疑が行われ、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第64号令和元年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由では、歳入歳出それぞれ114万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ969万3,000円とすること。説明書では194万円を一般会計に繰り出す説明を受けました。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上報告いたします。

#### ○議長（山口憲一郎議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第63号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第64号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第63号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第6、議案第63号令和元年度長与町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第64号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第7、議案第64号令和元年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第65号令和元年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から日程第11、議案第68号令和元年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）までの4件を一括議題とします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

#### ○5番（中村美穂議員）

引き続き、議案第65号から議案第68号までの委員会審査の報告をいたします。議案第65号令和元年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてですが、提案理由の概要といたしましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,770万4,000円を追加し、補正後の予算の総額を40億8,379万9,000円とするものです。以上のような説明がありました。

主な質疑といたしましては、人間ドック等委託料の「等」とは何が入っているのか。という問いに対して、人間ドック以外に健康指導に関する委託料が入っているという答弁がありました。消耗品費はどのようなものに充てるのか。という問いに対して、フッ化物洗口の薬剤費に充てるという答えがありました。歯周疾患検診の対象者に新たに妊婦と30歳を追加したが、何人を見込んでいるのか。という問いに対して、妊婦は38



0人、30歳は450人を見込んでいるという答弁がありました。

主な質疑は以上のとおりで、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第66号令和元年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてですが、提案理由の概要といたしましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ239万2,000円を追加し、補正後の予算の総額を5億1,817万8,000円とするもの。以上のような説明がありました。

主な質疑といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増額計上の根拠は。という問いに対して、出納閉鎖によって5月までに納付された保険料が235万6,000円あったため、この分を増額して計上しているという答弁がありました。

主な質疑は以上のとおりで、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。続きまして、議案第67号令和元年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてですが、提案理由の概要といたしましては、規定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,791万6,000円を追加し、予算の総額を32億2,413万円。介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ411万9,000円を追加し、予算の総額を3,404万9,000円とするものです。という説明がありました。主な質疑といたしましては、低所得者保険料の適用される人数はどのくらいか。という問いに対して、第1段階の人が1,503人、第2段階の人が583人、第3段階の人が567人であるという答弁でした。パソコンの購入の理由と何台購入するのか。という問いに対して、1台は壊れたこと、使う人が増えて足りないことから3台購入を予定しているという答弁でした。

主な質疑は以上のとおりで、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第68号令和元年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についてですが、提案理由の概要といたしましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,512万4,000円を追加し、予算の総額を5億2,549万6,000円とするもの。30年度の事業費のうち移転先の選定等に不測の日数を要したため、年度内に契約に至らなかった補償費を再度、今年度予算として予算措置を行うもの。以上のような説明がありました。

主な質疑といたしましては、繰入金、繰越金の増額はどのように決まるのか。という問いに対して、ほかの歳入が決まってから支出の金額を計上しているという答弁でした。

主な質疑は以上のとおりで、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

#### ○議長（山口憲一郎議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第65号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第66号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第67号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第68号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第65号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第8、議案第65号令和元年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第66号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第9、議案第66号令和元年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第67号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第10、議案第67号令和元年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第68号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第11、議案第68号令和元年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第69号平成30年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について。日程第13、議案第70号平成30年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題とします。

ただいま一括議題としています議案について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

#### ○12番（河野龍二議員）

一括議題となりました議案第69号、70号について委員会審査の報告を行います。

議案第69号平成30年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定については、提案理由として、主な内容は、歳入合計を129億4,577万8,322円、歳出合計を119億7,598万5,542円、差引残額が9億6,979万2,780円、うち基金繰入金を4億円とするということ。委員会では、所管ごとに事項別明細書において詳しく説明を受けました。

主な質疑では、総務部として、質疑、産業医の職務内容は。に対し、答弁、職員からメンタル相談があれば産業医と面談し解決に当たる。また、6か月平均の残業時間が月45時間以上、1か月70時間以上残業した職員も対象にして面談を行っている。質疑、町ホームページの広告掲載枠が数か所空いている。広告料値下げが検討できないのか。に対し、答弁、令和2年のリニューアル時に検討したい。質疑、長与駅の清掃管理委託料の委託先は。に対し、答弁、JR九州サービスサポート株式会社に委託している。質疑、役場庁舎の清掃業務が圧倒的多いのに長与駅の委託先が100万円も多い。シルバー人材センターなどに委託できないのか。に対し、答弁、庁舎は平日のみの清掃、駅は365日で算定した結果は変わらなかった。質疑、シルバー人材センターなど見積もりを取ったか。に対し、答弁、取ってはいない。質疑、長与駅清掃管理委託料は高いと思う。検討すべきではないか。に対し、答弁、精査をしたい。質疑、図書館建設用地の土地貸し付けはどのような契約か。に対し、答弁、基金財産なので使用許可で年間契約している。企画財政部では、ふるさと長与応援寄附金の増収の要因は、に対し、答弁では、返礼品の充実などが要因と考えられる。質疑、今後の基金の活用方法はどうか。に対し、答弁では、起債より基金を活用した方が効率的だと考える。現在は行っていない。質疑、不納欠損で行方不明の所在が分からないのか。に対し、答弁では、外国

人など海外に転出すると分からない。質疑、勤務先で所在が分からないのか。に対し答弁では、今後は会社との連携も必要と考える。質疑、ファイナンシャルプランニング事業の成果は。に対し、答弁では、ライフプランの見直しを行い納税が可能になった人や生活困窮で生活保護に移行した人など成果が出ている。住民福祉部では、質疑、狂犬病予防接種は法律で決まっているのではないか。接種率が100%ではない理由は何か。に対し、答弁では、法律で決まっている。高齢の犬の場合、接種が必要のない場合がある。質疑、資源回収の量が減ってきている。今後の考えは。に対し、答弁ではステーションに戻すことも考えているが、財政面の問題もあるのですぐに取り組むことは難しいと考えている。質疑、生活困窮者就労支援の委託先と就労支援した数は。に対し、答弁では、委託先は社会福祉協議会で支援内容のメニューがあり、ボランティアの活動に支援している。質疑、保育士のなり手不足が報道されているが、本町では確保できているのか。に対し、答弁ではフルタイムの確保は難しかったが、報酬額を上げたので応募もあるようになった。あとは短時間パートで工夫して保育を行っている。質疑、児童虐待防止専門員を助産師で対応していると聞いたが、助産師の業務などに支障がないのか。に対し、答弁では、助産師の業務が滞ることがないように助産師を増やした。現在、専門員を勤めている人が大変優秀なので今後もお願いしたい。質疑、こども政策課の不用額の理由に対象児童の減少との説明があったがどれくらいの減少か。に対し、答弁では、平成29年度が約400人の出生があったが、30年度は約350人となった。健康保険部では、在宅当番医事業は長崎市の医師会との連携が効果的ではないか。に対し、答弁では、地域連携医療圏が保健所単位で決まっているので難しい。質疑、フッ化物洗口協議会が行われなかった理由は。に対し、答弁では、中学生に拡大予定で現在教育委員会と検討中のため協議会は開催しなかった。建設産業部では、質疑、西高田の進捗状況は。答弁では、事業費ベースで67%、工事ベースでは48%。質疑、街路樹の維持管理、歩道はどうなるのか。に対し、答弁では歩道は3.5メートル、街路樹など計画はない。質疑、道路災害復旧費は補正予算で計上された。しかし決算でも繰り越しとなっている。災害復旧を急ぐべきではないか。なぜ繰り越しなのか。に対し、答弁では、道路の復旧に民地が関連し事業が行えなかった。今後は早期に対応したい。質疑、カラフルの売却で損失は出てないのか。に対し、答弁では損失は出ていない。質疑、ふるさと納税で2億円の補正した要因は。に対し、答弁では、返礼品に干物等を扱うようになって急激に伸びた。質疑、産業振興の成果が出てないように思う。今後の考え方は。に対し、答弁では、限られた予算を生かすため事業を取捨選択し関係団体とも十分協議して成果に繋がるよう進めていきたい。教育委員会では、質疑、教員のストレスチェックの結果はどうか。に対し、答弁では管理者にはチェックの内容が分からないようになっている。質疑、各種大会の補助金は見直したか。に対し答弁では既に見直している。中総体が補助の対象となる。質疑、学校としての基準達成率は。に対し、答弁では長与小94.7%、高田小95.3%、洗切小100.1%、北小91.8%、南小114.1%、

長与中 95.2%、第二中 93.1%、高田中 107.2%。質疑、100%の考えは。に対し、答弁では、各学校とも協議し目指していきたい。質疑、地域公民館等の整備に対する補助額の引き上げができないか。に対し、答弁では、調査研究してみたい。農業委員会所管では、農地利用状況、調査の協力は地元農家も含まれるのか。に対し、答弁では、農業委員が12名、農地利用最適化推進員が8名、地元協力員が12名となっている。議事課では50周年記念誌の費用はどこから捻出しているのかに対し、答弁では27万2,160円、印刷製本費から支出している。

以上のような質疑が行われ、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第70号平成30年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について。主な提案理由では、歳入総額994万9,127円。歳出総額では800万7,981円。差引残額では194万1,146円と説明を受けました。また、そのほか説明書に基づいて詳細な説明を受けました。主な質疑では、質疑、嬉里駐車場で定期利用者の夜間利用はどうしているのか。に対し、答弁では、利用者が入庫時にバーの上げ下げを行っている。質疑、無人化にしてはどうか。に対し、答弁では検討はしている。管理人雇用もあり公共施設管理計画などで検討したい。質疑、現在の出入り口では不便ではないか。に対し、答弁では公共施設管理計画などで改修時に検討したい。

以上のような質疑が行われ、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

#### ○議長（山口憲一郎議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第69号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第70号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第69号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

河野議員。

#### ○12番（河野龍二議員）

先程の委員長報告では全会一致という報告をいたしました。委員長は委員会の中で採決に加われませんので、この場において討論を行いたいと思います。私たちは平成30年度の予算提案時に大型事業、開発型事業が住民向けの施策を展開する上で、非常に大きなネックになっていることを指摘しました。依然大きな問題を抱えた決算になっていたというふうに思わざるを得ません。内容は高田南の土地区画整理事業への一般会計からの繰出金、また、西高田街路事業等の開発事業など予算確保のために住民福祉の増進、またその他の予算に一定の制限を掛けるという状況になっていることは指摘をせざるを得ません。住民福祉の向上の面では一定の努力も見られる決算ではありましたが、

この間、町が行ってきた住民福祉の後退も看過できません。公共施設の有料化をはじめ30年度には敬老祝金の削減など、大型事業に負担が掛かるほど住民福祉は後退しています。経済振興の面でも残念ながら、わずかな費用で振興発展には繋がらず衰退する状況です。西高田街路事業の起点に当たる架橋で共存共栄が可能になるという構想も、2つの市場が無くなったことを見れば、具体的な構想もなく単なる期待だけで莫大な費用が注ぎ込まれ、商業衰退を招いたとも考えられます。今後、本町の財政事業は老朽化した公民館などの建物施設、町道の維持補修など、様々な補修、改修費用が予測されます。仮に高田南土地地区画整理事業、西高田街路事業の負担が少なければ、こうした老朽化整備も進められてきたと考えられます。やはりこれまでしてきたとおり、高田南土地地区画整理事業、西高田街路事業は町の財政の大きな足かせであり、それを推進してきた30年度決算は容認できないという状況から反対といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありますか。

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

議案第69号平成30年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

平成30年度の一般会計歳入歳出決算ですが、計画が変更になったものや利用者が少なかった各種施策や年度内に着工できなかった災害復旧工事などもあり、一部にはやや多く感じられる不用額や繰越金も見受けられたものの、所管する課の説明に整合性のない部分はなく全体的には起こり得る範囲かと思われまます。歳入においては、町民税、固定資産税ほか、全税目の過年度合計で97.77%という平成最高の収納率を記録した収納推進対策事業や、児童手当からの特別徴収を利用した滞納保育料の無理のない徴収などが結果を出しており、また、ふるさと長与応援寄附金も返礼品の工夫などで当初予算の2.5倍の収入となるなど、地道な努力が実を結んでいると思います。歳出においては、長崎県市町村行政振興協議会による共同購入を利用してパソコン購入費用を抑えたり、1台のパソコンを共有することで、高額なシステム利用料を支出しないで済ませるなどの工夫もなされております。また、そのように無駄な支出を抑えながら、高田保育所に安定した保育の質を確保するために賃金を上げたり、今後も町の農業を守っていくために耕作放棄地の増加を防ぐ対策に力を入れるなど、必要なところに支出がなされております。積極的、効率的な活用運用を行っているとは言えない各種基金など、今後改善の余地があると思われる部分もありますが、町民と接する現場レベルでは、膨大な事業や施策を限られた人数で的確に遂行していると評価できる決算であると思います。長与町監査委員による意見書にありますとおり、経常収支比率の改善は課題ですので、職員の心身の健康のためにも働き方改革に沿って、時間外勤務を削減するなどの取組を推進することを執行部へお願いした上で、本議案について賛成いたします。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第12、議案第69号平成30年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから議案第70号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第13、議案第70号平成30年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第14、議案第71号平成30年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第19、議案第76号平成30年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についてまでの6件を一括議題とします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

○5番（中村美穂議員）

議案第71号から議案第76号までの委員会審査の報告をいたします。

議案第71号、平成30年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、提案理由の概要といたしましては、歳入では調定額43億758万7,668円に対し、収入済額41億2,114万6,966円で、不納欠損額1,002万1,136円、収納未済額1億7,641万9,566円。歳出では、予算現額41億859万8,000円に対し、支出済額39億8,430万1,976円、不用額1億2,429万6,024円で、実質収支額1億3,684万4,990円。うち基金繰入金1億2,000万という説明がありました。

主な質疑といたしましては、被保険者減少の要因は何か。という問いに対して、町全体の人口がやや減っていること、75歳以上の人口比率が増えているため、国民健康保

険は74歳までの人が被保険者となるため減少しているという答弁がありました。第三者納付金の内容は何か。という問いに対して、交通事故により国保の被保険者証で受診されたが、加害者側の過失割合が確定し、その負担金によるもの。30年度は9件あり合計で約1,300万円ほど賠償額があった。後発医薬品使用促進通知とはどのようなものか。またどのような効果があるのか。という問いに対して、月ごとに作成し、後発医薬品を使用したら自己負担額が100円以上下がる人に明細とともに通知を送付している。1回の通知で20万2,000円国保の負担が減っているため、年間4回実施しているため約80万円の効果が出ているものと思われるという答弁でした。健康家庭に関する記念品は病院に掛かっている家庭が対象だと思うが何世帯あったのか。という問いに対し、52世帯が対象になっているという答弁でした。人間ドックの検診対象者の条件はどのようになっているのか。という問いに対し、40歳以上で募集人員が多かった場合は、昨年受診していない人を優先するなどしている。という答弁でした。はり・きゅうの補助券について配布人数と医院の件数は。という問いに対し、配布人数は776人、使用枚数は3,795枚、登録医院の件数は49医院で、町内は8か所となっているという答弁でした。1人当たりの給付費の増加の要因は。という問いに対し、平均年齢が上がっていること、医療の高度化に伴い治療費が上がっているためという答弁でした。

主な質疑は以上のとおりで、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第72号平成30年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、提案理由の概要といたしましては、歳入では、調定額4億9,366万9,376円に対し、収入済額4億9,312万7,176円、不納欠損額2,800円、収入未済額53万9,400円。歳出では、予算現額4億9,806万7,000円に対し、支出済額4億9,073万3,917円、不用額733万3,083円となっており、実質収支額は239万3,259円というような説明がございました。

主な質疑といたしましては、後期高齢者は基本的に75歳以上が対象だと思うが、75歳未満で障害や重度の病気で対象になっている人数はどのくらいか。という問いに対して、障害認定等で75歳未満の被保険者は18人であるという答弁でした。後期高齢システム改修委託料の不用額が104万出ているが、その理由とシステム改修は何年ごとに行われるものか。という問いに対し、毎年、ある程度予算を組んでいるが、システム改修が行われてもそれに対する補助金が入ってきたこと、定期的に改修があるわけではないという答弁がありました。

主な質疑は以上のとおりで、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第73号平成30年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、提案理由の概要といたしましては、保険事業勘定の歳入では、調定額30億2,642万4,567円に対し、収入済額30億1,582万3,039円で、不納欠損額95万3,500円、収入未済額964万8,028円。歳出では、予算現額3



1億8,674万2,000円に対し、支出済額26億732万5,503円で、不用額5億7,941万6,497円。介護サービス事業勘定の歳入では、歳入合計3,033万8,393円で前年度比801万9,845円、21%の減。歳出合計では2,621万7,711円で、前年度比マイナス750万6,621円、22.3%の減で、不用額は524万8,289円でした。実質収支額は保険事業勘定で4億849万7,536円、うち基金繰入額は2億5,700万円。介護サービス事業勘定では412万682円でありました。以上のような説明がありました。

主な質疑といたしましては、お元気クラブのスタッフの人数はなぜ減ったのか。何人減ったのか。という問いに対し、町内3か所で週1回実施しているが、看護師と指導員で3名から4名、地域のボランティアで運営している。看護師が事情により退職したため1人の減となった。という答弁でした。介護保険専門員報酬が約200万円不用額になっているがその理由は何か。という問いに対し、成年後見人がつく事例がなかったためその報酬がなく、介護専門員Ⅱを2名配置する予定だったが、作業療法士1名の雇用となり減額になったという答弁でした。高齢者の虐待はあったのか。把握しているのか。という問いに対し、調査は2件あったが、虐待の件数はそのうち1件施設の認定をした。個人は福祉課が対応している。

主な質疑は以上のとおりで、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第74号平成30年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、提案理由の概要といたしましては、歳入では、国庫支出金調定額1億6,937万1,000円、県支出金調定額3,230万1,000円、一般会計繰入金調定額8億3,060万5,904円、保留地処分金140万9,580円などで、収入済額の合計は9億871万887円。歳出では、高田南土地区画整理事業費8億2,715万1,904円、公債費として元金償還金7,165万6,000円などで、支出済額の合計は9億446万7,814円、ほかに繰越明許費として1億3,135万2,000円。高田南土地区画整理事業の実績として、本工事費6件、補償費15件、測量試験費17件、その他4件で、事業進捗率は道路築造54.1%、宅地造成56.9%という説明がありました。

主な質疑といたしましては、宅地造成の進捗率が29年度と変わっていない。実際には工事は進んでいると思うがなぜか。という問いに対し、現場の工事は進んでいるが、実際に宅地として地権者にお返しした面積を積み上げるため反映していない。という答弁でした。PFIによって県に委託されているが、今年度中に契約はあるのか。という問いに対し、PFI法に準じて一括して5年程度掛けて一気に進めて終わらせていくと考えており、民間事業者を決めていくという答弁でした。

主な質疑は以上のとおりで、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第75号平成30年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定についてですが、提案理由の概要といたしましては、収益的収入及び支出の収入では予算

額7億9,853万2,000円に対し、決算額は8億278万9,525円となり、425万7,525円の増収。支出では予算額7億3,770万3,000円に対し、決算額は6億9,690万5,198円となり、不用額4,079万7,802円、これは人件費等の減額によるものです。資本的収入及び支出の収入では、予算額2億4,586万円に対し、決算額は2億3,712万3,000円となり、873万7,000円の減収、負担金の減によるものです。支出では予算額5億9,477万9,000円に対し、決算額は5億8,128万5,484円となり、不用額1,349万3,516円。建設改良費の減額が主なものである。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億4,416万2,484円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,451万1,360円、当年度分損益勘定留保資金1億5,700万7,592円、減債積立金8,550万7,207円、建設改良積立金6,713万6,325円で補填し、結果、当年度純利益は7,138万433円となり、当年度未処分利益剰余金は2億2,402万3,965円という説明がありました。

主な質疑といたしましては、30年度の純利益の減少の要因は何か。という問いに対し、営業費用の増加と水道料金、節水型の家電等水道使用量の横ばいや減によるものであるという答弁でした。有収率の考え方についてはどうか。という問いに対し、90%前後キープしておきたい。作った水を無駄にしない。漏水調査にも力を入れているが、高度経済成長期に埋設した配水管からの漏水が若干あり、修理をしていくという答弁でした。水道事業を長崎市、時津町と連携して協議することはないのか。という問いに対し、既に1市2町の協議会を作って運営上の悩みや県からの方針等、広域で協議は行っている。主な質疑は以上のとおりで、剰余金の処分については全会一致で可決。決算認定についても全会一致で認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第76号平成30年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についてですが、提案理由の概要といたしましては、収益的収入及び支出の収入では予算額10億2,906万3,000円に対し、決算額10億2,862万8,828円で43万4,172円の減収。支出では予算額9億9,963万8,000円に対し、決算額9億2,044万4,607円となり、不用額が7,919万3,393円。資本的収入及び支出の収入では、予算額3億7,754万4,000円に対し、決算額が1億3,359万7,033円で、2億4,394万6,967円の減収。支出では予算額が6億4,379万8,000円に対し、決算額が2億9,153万5,242円となり、翌年度繰越額が3億3,184万3,000円、不用額が2,041万9,758円。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億3,906万7,209円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額169万8,833円、過年度分損益勘定留保資金2,976万9,912円、減債積立金2億759万8,464円で補填し、結果、当年度純利益は1億666万4,221円となり、当年度未処分利益剰余金は3億1,426万2,685円というような説明がございました。

主な質疑といたしましては、営業外収益の長期前受金戻入2億2,400万はどのようなものか。という問いに対し、減価償却を毎年行っているが、国庫支出金や受益者負担金などの外部資金を以前はみなし償却で減価償却に計上していなかったが、企業会計の制度の改正で計上するようになったという答弁でした。企業債を金利の安いものに組み替えたりしていないのか。という問いに対し、償還を85件しているが、順次古いものから償還が終わっていること。過去は金利が高いものがあったが、現在借りているものは低利率である。という、主な質疑は以上のとおりでした。剰余金の処分については、全会一致で可決。決算認定についても全会一致で認定すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

#### ○議長（山口憲一郎議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第71号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第72号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第73号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第74号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第75号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第76号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第71号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤議員。

#### ○11番（堤理志議員）

議案第71号、平成30年度長与町国民健康保険特別会計決算の認定について、反対の立場から討論を行います。国民健康保険制度は、全ての国民が安心して医療に掛かれる国民皆保険を目的とした制度であります。国保は個人事業主、失業者、年金生活者など所得が比較的少ない人が多く加入し、保険税の負担はその他の健保より重いという実態があります。この30年度、国保の運営は身近な自治体から県の運営と広域化されました。それにより住民の生の声が届きにくくなること、負担能力を超えた国保税の値上げ、税を払えない町民、無保険者が増えるのではないかと。このような危惧をしております。国保世帯は、基本的に所得の1割以上、2割近い保険税を払っていらっしゃる方もいらっしゃいます。保険税の負担が大変なため生活に困窮し、医療機関に掛かることも

ためらうという意見も聞かれ、国保世帯の負担は今や限界に達しております。こうした実態を解消するために、ほかの県では当たり前に行われている法定外の繰り入れなど、財政支援を図ることをこの間、要求してまいりました。しかし、他の健康保険加入者との公平性を理由に、負担軽減の取組は十分に対処がなされてきませんでした。予算の討論でこの間、問題を提起してきましたけれども、これらが改善されていない状況で決算の認定に賛成できませんので、反対をいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

岩永議員。

○議員（岩永政則議員）

議案第71号平成30年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について賛成の立場から討論をいたします。まず、この国民健康保険制度について若干触れることといたしますが、この制度は日本文化の基本と思われる相互扶助の精神に基づき、病気や怪我に備えてあらかじめ保険料を出し合い、実際の利用を受けたときに医療費の支払いに充てる仕組みとなっています。国策としての制度から患者は掛かった医療費の1から3割を支払い、残りは医療保険から支払われ国民皆保険となっているのであります。昭和33年に市町村運営方式となり、昭和36年には国民全てが加入する国民皆保険体制が整えられたと聞いています。昨年の4月からは都道府県が財政運営の主体となり、今日その運営が行っているのであります。今回の決算の認定については、この運営方式になって初めてのことであります。先進国のアメリカにおいても、この皆保険制度はなく、我が日本の誇りであると認識をしているところであります。先人の方々に感謝の念でいっぱいであり、今回の決算の歳入総額は41億2,114万6,966円で、歳出総額は39億8,430万円1,976円であり、歳入歳出差引残高は1億3,684万4,990円で、うち基金繰入額は1億2,000万とさせていただきます。国保被保険者は8,303人で、近年人口の75歳以上の増加により年々減少傾向にあり、今後難しい運営が予想されるところであります。また、毎年のことながら懸念することとして保険税の収入未済額であり、本年度は1億7,617万2,903円、これは現年度分、過年度分を含めてであります。が計上されており、保険料納入者の公平性の観点から収納の努力が望まれています。決算については適正に行われているところであり、この決算書を不認定にする根拠は見当たらない現実から認定すべきものであると判断し、賛成討論といたします。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第14、議案第71号平成30年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳

出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから議案第72号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤議員。

#### ○11番(堤理志議員)

議案第72号平成30年度長与町後期高齢者医療特別会計決算の認定に反対の立場から討論を行います。後期高齢者医療制度は、住民が75歳に到達すると従来の医療制度から切り離し、高齢者が増えれば増えるほど、医療費が増えれば増えるほど負担を増やし続け、そこに囲い込む仕組みであり、制度設計はもとより人道的にも問題があると言わざるを得ません。実際の運用でも2年ごとの見直しのたびに保険料の引き上げが続いています。このためこの制度創設時には制度を廃止すべき、改善すべきとの大きな国民世論が巻き起こりました。本町議会でも後期高齢者医療制度は改善、見直しをすべきとの請願の採択に9名の議員が賛成を表明したほどでありました。こうした国民の反対を押し切って国が決定した制度であり、自治体独自ではどうしようもない側面もあります。しかし、国民を年齢で分けし、世代間の分断、対立を煽るようなこうした制度である以上、住民の意見を述べる権限があるこの地方議会から改善、問題点を指摘するそうした声を届けるべきであるというふうに考えます。現在の姥捨て山とか、高齢者隔離政策、このように言われている、この制度を容認できない立場から反対といたします。

#### ○議長(山口憲一郎議員)

次に、賛成討論はありませんか。

安部議員。

#### ○6番(安部都議員)

議案第72号平成30年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について賛成の立場から討論いたします。後期高齢者医療制度は従来の老人保健制度に変わり平成20年から開始され、75歳以上の高齢者と65歳以上75歳未満の一定の障害がある方も対象となり、現在、長崎県後期高齢者医療広域連合が運営しております。本町では保険事業や保険料の徴収等を主に行っており、平成31年3月末の被保険者数は5,015人、そのうち障害者数等は18人と前年度比149人の増となりました。収入率は99.86%であります。令和元年5月に医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律が公布されました。これは広域連合及び市町村により、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する枠組みの構築等が提示されております。高齢者等がピークを迎える2040年ごろを見据え、重症化予防、健康

づくりを推進し、高齢者一人ひとりに対し、フレイルなどの心身の多様な課題に対応してきめ細やかな保健事業を行うため、運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から市町村における保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するため、本町でも歯科医師によるフレイルと口腔ケアを予定しておりました。しかし対象者がいないなどフレイル対策については認識度が低い現状であります。次年度からの広域連合等との連携により、より一層の取組に期待するところであります。また、後期高齢者医療保険料につきましては、年金収入80万円以下の低所得者に対し、これまで9割軽減だったのが8割軽減と縮減され、被保険者1割負担が2割負担になり、年保険料額は4,500円が倍の9,100円負担となりました。この対象者の中には、年金生活者、支援給付金の支給を受けられない方もいらっしゃいます。また、年金収入80万円から168万円以下の方は、平成30年度8.5割軽減額が令和2年度には7.75割に縮減され、負担割6,800円が1万300円に増額され、被保険者の負担増となります。このように軽減措置の見直しにより長崎県の負担増となった被保険者数は6万6,032人で、金額にして4億2,084万3,000円と影響をしています。いずれにしても大変危惧する問題ではあります。しかしこのことを鑑み、国により救済措置を講じるため所得の低い方に令和元年10月より年金生活者給付制度を開始します。今後も国や県の動向に注視していきたいと思っております。高齢者が必要な医療を安心して受ける機会の確保という観点から、縮減することなく現状維持を基本とし、安心して老後生活を暮らせるよう保険制度の安定化を求めて本議案に賛成といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第15、議案第72号平成30年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから議案第73号の討論を行います。

まず、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第16、議案第73号平成30年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから議案第74号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤議員。

#### ○11番（堤理志議員）

議案第74号平成30年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計決算の認定に反対の立場から討論を行います。この決算は、主に高田南土地区画整理事業の進捗に係る特別会計の決算であります。先日、地元紙に「まちづくりの枷」と題した特集記事が組まれましたけれども、その記事にあるとおり、当初の計画から事業期間、事業費も大幅に増えております。これを早期に解決すべく、一括発注に切り替える計画変更を予定しています。早期完成を目指すことを否定するものではありませんが、変更計画の中身を見ると決して安心できるものではありません。これまで様々な町の事業で国の補助がよその震災や風水害の予算を確保するためとして、突如減額をされるということがございました。この事業だけが間違いなく予定どおり交付されるという保証はあるのか。想定外の岩盤が工事を難しくしていますけれども、計画どおりの工期で対処できるのかなど、先行きについての不安は解消されるには至っておりません。最近になってこうした事業計画の変更をしましたけれども、私たち党議員団は少なくとも20年前からこの事業計画は早期に見直しをし、検討が必要だと繰り返し求めてきました。しかし、計画は見直しをされることなく進められたために、想定外の町税をつぎ込む結果となりました。長年計画を続けることに警鐘を鳴らしてきたことを顧みることがなかったこと。ようやく計画を変更しましたけれども、一括発注による不安が解消されるには至っていないということなどを考えますと、賛成できる状況ではございません。よって、本議案の認定に反対をいたします。

#### ○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

松林議員。

#### ○2番（松林敏議員）

私は議案第74号平成30年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について賛成の立場で討論します。

この事業の総事業費は約316億円と予定され、30年度は県事業委託料8億2,715万1,904円で、進捗率は道路築造54.1%、宅地造成56.9%と大変厳しい状況にあります。この事業の認可は昭和59年であり、既に34年の年月が過ぎようとしています。地元地権者の苦しみは量りようもありません。そんな中、今年度、町長及び関係職員の努力により、工事期間5年を目標に民間活力を活用した一括発注、PFI

事業の推進が図られることとなりました。まだ決定はなされていませんが、大変な進歩と考えます。早期完成を願い賛成といたします。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第17、議案第74号平成30年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから議案第75号のうち、剰余金処分について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第18、議案第75号平成30年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定についてのうち、剰余金の処分について採決します。

本案のうち、剰余金の処分に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案のうち剰余金の処分については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号のうち決算認定について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第18、議案第75号平成30年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定のうち決算認定について採決します。

本案のうち、決算認定に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案のうち決算認定については、原案のとおり承認されました。

これから議案第76号のうち、剰余金の処分について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。



次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第19、議案第76号平成30年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についてのうち、剰余金の処分について採決します。

本案のうち、剰余金の処分に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案のうち剰余金の処分については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号のうち決算認定について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第19、議案第76号平成30年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についてのうち決算認定について採決します。

本案のうち、決算認定に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案のうち決算認定については、原案のとおり認定されました。

場内の時計で11時20分まで休憩いたします。

(休憩 11時07分～11時20分)

#### ○議長(山口憲一郎議員)

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第20、議案第79号長与町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

ただいま議題としています議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

#### ○町長(吉田慎一君)

それでは、議案第79号長与町教育委員会教育長の任命につきまして、提案理由を申し上げます。

本年9月30日をもって長与町教育委員会教育長の任期が満了をいたします。

この度再度、勝本真二氏を任命いたしたく議会の同意をお願いする次第でございます。

勝本氏につきましては、平成28年10月から1期3年にわたり町内小中学校の教育水準の向上に努めてこられました。また、長崎県町村教育長会会長や全国町村教育会理事を歴任され、今日の教育行政の推進と振興発展に御尽力をいただいております。これまで長与町教育長として長与町の教育振興のために御尽力をいただいております、教

育関係に深い理解と意欲をお持ちの方でございます。人格識見ともに長与町教育長として適任であると確信をしております。ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第79号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第79号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第20、議案第79号長与町教育委員会教育長の任命についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり同意されました。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩を解いて会議を再開します。

日程第21、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

日程第22、委員会の閉会中の継続調査申し出を議題とします。

総務文教常任委員長、議会広報広聴常任委員長、議会運営委員長から目下委員会において調査中の事件について会議規則第75条の規定によって、お手元に配りましたとお

り閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で今期定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、今期定例会において議決された案件につきまして、字句、数字、その他、軽微な整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することを決定いたしました。

閉会に当たり町長から発言の申し出がありますので、許可します。

吉田町長。

#### ○町長（吉田慎一君）

それでは、閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。去る9月3日に開会していただきました令和元年第3回長与町議会定例会も本日閉会となるわけでございます。本定例会では、平成30年度の各会計歳入歳出決算認定をはじめ、提案いたしました各議案につきまして、本当に長い期間、慎重に御審議を賜りました。そして御決定をいただいたことにつきまして、心から御礼と感謝を申し上げる次第でございます。また12名の議員の皆様方から一般質問をいただきました。町政の発展の立場から御指摘を賜ったわけでございますけれども、重ねて感謝を申し上げます。皆さんからの御指摘、御指導、御提案につきましては真摯に取り組んでまいりたいと考えております。今後とも幸福度日本一の町となることを目標に、職員と共に全力で取り組んでまいりますので、皆様方の御指導、御協力をよろしくお願い申し上げます。いよいよ時節は秋を迎えるわけでございますけれども、スポーツに、文化に、そして今年は特別に50周年記念式典など、これから多くの行事も予定されておりますけれども、皆様方におかれましても御協力をいただくことと思います。どうか御高配を賜りますよう心からお願いを申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

#### ○議長（山口憲一郎議員）

これにて会議を閉じます。

これで令和元年第3回長与町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

(閉会 11時28分)